

学位論文題名

中国の民事裁判における当事者の地位に関する考察
－ 処分権への制限を手がかりに

学位論文内容の要旨

日本の民事訴訟法学において処分権主義とは、「当事者が訴訟の開始・終了や審判の対象・限度を自由に決定でき、また訴訟中でもその対象につき実体的処分をすることができる」と定義される原則である。処分権主義は、口頭主義や対等主義などと並んで民事訴訟法の基本原則とされている。中国民事訴訟法にも処分権に関して類似する条文が設けられている。すなわち「当事者は法律が規定する範囲内において自らの民事上の権利と訴訟上の権利を処分する権利を有する」（中国民訴法 13 条 2 項）。この条文は「処分原則」を規定したものとされ、中国民事訴訟の基本原則の一つとされている。しかし、日本法と異なり中国民訴法では「法律が規定する範囲内」という制限が設けられ、またさまざまな条文によっても当事者の処分権が制限されているのが実態である。

本論文では、中国の処分原則は欧米や日本流の処分権主義といかなる違いがあるのか、具体的な訴訟においてその違いがいかなる意味を持つのか、なぜそうした違いがあるのかについて解明を試みた。その目的を達成するために、以下の作業を行った。

まず、1991 年民訴法における処分原則に関連するすべての条文を紹介し、現代中国法の処分原則の現状を確認した（第 1 章 処分原則の概要）。そして、制度の形成史と母法について考察を加え、中国的処分原則の形成、および当事者の処分権に対する制限のルーツを探った。具体的には、固有法期の裁判について必要最小限に紹介したうえ、中国の民事裁判制度の雛形が形成された建国前の革命根拠地時代に遡り、処分原則について現代に至る形成史をみてみた。そしてソビエト法における類似の制度を紹介し、中国法への影響について考察を加えた（第 2 章 処分原則の形成史と母法）。以上の研究を土台に、裁判例の紹介によって中国の裁判実務における処分権の制限

の実態を考察し、裁判例の類型化によって、当事者の処分権への制限のパターンをみてみた（第3章 訴訟における処分原則の実態）。最後に、当事者の処分権に対する制限、または制限解除に関する学説を整理し、両者の対立、それぞれの根拠、狙いを整理した。その上で、2012年に行われた民訴法の改正を紹介し、上記の学界に起きている議論は立法者にいかなる影響を与えているのか、それを受けた立法者が処分原則をどのように考えているのかをみてみた（第4章 制度の評価と改革をめぐる議論）。

以上の作業によって、以下のことが判明した。まず条文の分析によって、中国法における「処分原則」は西洋・日本流の「処分権主義」とは異なり、きわめて異質であることがわかった（第1章）。そして、確かに処分原則という概念が民訴法に登場したのは、ソビエト法の継受によるが、しかし、厳しく制限されている点からみれば、むしろ中国の伝統法文化が復活させられ、それを温存させる結果になった（第2章）。裁判例の分析によって、裁判実務では、法的争点に限定せずに「紛争の抜本的な解決」を目指され法外の価値をも重視され、法院は当事者の請求に拘束されることがないことがわかった。しかし、最近の裁判例では、少数ではあるが、当事者の処分権を尊重した裁判例もあることがわかった（第3章）。当事者の処分権が厳しく制限されている状況について、ごく一部ではあるが、学界においてそれを批判する声が上がっている。それは主に西洋・日本流の処分権主義の理念や内容を紹介し、中国もそのように改めるべきだとする主張である。しかし、立法者による2012年民訴法改正では、学界の主張が無視され、処分権への制限を解除するどころか、当事者の処分権を一層制限したと思わせる条文さえ設けられた（第4章）。

本稿の結論を端的に言えば、当事者の処分権が制限される理由は主に以下二つがある。一つは、中国の司法も〔国家治理〕（国家的ガバナンス）の一環と捉える司法観からすると、裁判において当事者は周辺的な存在にならざるをえない（当事者客体論）。二つは、中国国民は個人の自律意識が希薄であるがゆえに、裁判における国の介入を警戒するところか、むしろそれを国による庇護と位置づけ認識し、期待または歓迎する傾向がある（法的パターンリズム）。本稿の最後では、こうした土壌においては、当事者の処分権への制限はなお続くであろうと推測した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 賢
副 査 教 授 尾 崎 一 郎
副 査 教 授 町 村 泰 貴

学位論文題名

中国の民事裁判における当事者の地位に関する考察 －処分権への制限を手がかりに

本稿は、中国の民事訴訟法で基本原則のひとつとされている処分原則（中国民事訴訟法 13 条 2 項）の意義ないし射程を、日本法などとの比較の視点から検討するものである。中国民事訴訟法 13 条 2 項は「当事者は法律が規定する範囲内において自らの民事上の権利と訴訟上の権利を処分する権利を有する」と規定する。このように中国法では処分権は、「法律が規定する範囲内」という制限が設けられ、具体的に当事者の処分権を制約する条項がおかれている。また、実態としてもしばしば裁判所は当事者の主張の範囲を超えて裁判をしており、処分権が制限されることが珍しくないといわれる。本稿は、こうした制度およびその運用に関して、以下のような 3 つの課題を設定する。第 1 に、処分権を制限していると思われる裁判例の分析を通じて、いかなる場合に、どのような形で処分権が制限されるかを明らかにすること。第 2 に、処分権はなぜ制限されるのか、その原因ないしメカニズムに迫ること。第 3 に、この問題の検討を通じて中国の民事訴訟全般にかかわる特徴的な構造を明らかにすることである。

各章の概要は以下のとおりである。

第 1 章で処分権を制限する諸条項の規定ぶりを整理し、第 2 章ではこうした規定の歴史的沿革を清代から革命根拠地、中華人民共和国の建国から今日へと辿る。その際、ソビエト法の影響がいかに及んだかに注目する。第 3 章では実際の裁判例から 23 件を取り上げて、処分権制限の類型化を行っている。本章が本稿の最大の貢献であり、具体的にどのようなケースで処分権が制限されるかを実証的に明らかにしようとしている。つづく第 4 章ではこの問題を学界がどう見ているかについて学説の議論状況を整理する。とくに民事訴訟法の改正をめぐっていかなる提案がなされ、どのような形で 2012 年の改正に至ったかが描かれる。

結論として、中国の裁判実務では、当事者が主張した法的争点に拘泥せず、「紛争の抜本的な解決」が目指され、法外の価値をも考慮しながら、裁判所の裁量により柔軟に判決が行われていることを指摘する。つまり、中国の民事裁判は単なる「法的判定」にとどまる手続ではなく、当事者間ないしそれを取り巻く社会的紛争そのものを根こそぎ処理し、社会の不安定要素を取り除くことを目指した行政的作用でもあり、それゆえ審理の対象が当事者の請求に厳格には枠付けられず、裁判所に積極的な介入を許しているという。その上でこうした現象が生じる原因については、以下の 2 点を挙げている。第 1 に中国では民事司法も国家によるガバナンスの一環と捉える司法観があり、それゆえ裁判において当事者は訴訟の主役というより、むしろ周辺的な存在にならざるをえない構造がある（当事者客体論）。第 2 に裁判利用者の側も個人の自律意識が希薄であるがゆえに、裁判における国による介入を警戒するどころか、むしろそれを国による庇護と認識し、これを期待または歓迎する傾向が見られる（法的パターンリズム）。

以上のように本稿は、民事訴訟の当事者の処分権に対する制限という論点を切り口として、中国民事訴訟制度の構造的特徴に迫ろうとする意欲的な論文である。中国の民事訴訟は国家的なガバナンスの一環をなすもので、訴訟当事者はその中心にはいないというのが本稿の説くところである。従来、抽象的には指摘されてきた裁判所の裁量による裁判対象の拡大という現象を、具体的な事例に即して一定の類型化を行い、実証的に示した点は評価に値するであろう。そしてそれがいかなる考慮にもとづいてなされているか、従来の研究成果を踏まえて原理的な考察を試みている点も興味深い。

他方で、本稿には以下のような問題点があることも指摘すべきである。第1に、中国法を映す比較の対象としては、やや一面化され日本法が西洋法の代表として取り上げられているが、西洋近代型の民事訴訟にも国により偏差があり、そうした微妙な差異についてはあまり考慮されていないらしいがある。第2に、処分権が制限されやすい(あるいは制限されにくい)紛争類型なり、訴訟当事者の類型があるのかについては充分関心が払われていない。第3に、処分権が制限される原因の究明、理論的な説明づけは、これまでの議論に依拠したものが多く、本稿独自のテーゼが必ずしも明確に打ち出されているわけではない。

しかし、こうした問題点にもかかわらず、誰のための民事訴訟かという根本的なテーマに、具体的な制度を素材としながら、果敢に挑むスリリングな作品になっているとは言える。また、民事訴訟の原理に対する根源的な問題意識を背景としていることも、口頭試問でのやりとりから看取することができた。本稿は、日本にも存在する「大岡裁き」的なものに期待する心性の由来を説き明かす上でも示唆的であり、広がりのあるテーマを扱っている。

以上を総合的に考慮したとき、本稿が博士論文として合格の水準にあることで審査員全員が一致した。